

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課
内線番号	5347

No.	項目	内容
①	処分名	宅地造成に関する工事の許可(市街化区域内における宅地造成に関する工事に係る土地の面積が1ヘクタール未満の場合)
②	法令名	宅地造成等規制法
③	法令番号	昭和36年法律第191号
④	根拠条項	第8条第1項本文
⑤	処分権者	所管土木事務所長(委任先)
⑥	法令の定め	(宅地造成に関する工事の許可) 第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容(同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。
⑦	審査基準	宅地造成等規制法施行細則(昭和39年京都府規則第25号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	市町村等
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)30日
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	建築指導課開発指導係(075-414-5347)
⑬	備考	

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課
内線番号	5347

No.	項目	内容
①	処分名	宅地造成に関する工事の許可(市街化区域内における宅地造成に関する工事に係る土地の面積が1ヘクタール以上の場合)
②	法令名	宅地造成等規制法
③	法令番号	昭和36年法律第191号
④	根拠条項	第8条第1項本文
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(宅地造成に関する工事の許可) 第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容(同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。
⑦	審査基準	宅地造成等規制法施行細則(昭和39年京都府規則第25号)
⑧	経由機関名	所管土木事務所長
⑨	協議機関名	市町村等
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)44日
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	建築指導課開発指導係(075-414-5347)
⑬	備考	

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課
内線番号	5347

No.	項目	内容
①	処分名	宅地造成に関する工事の許可(市街化調整区域内における宅地造成に関する工事の場合)
②	法令名	宅地造成等規制法
③	法令番号	昭和36年法律第191号
④	根拠条項	第8条第1項本文
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(宅地造成に関する工事の許可) 第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容(同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。
⑦	審査基準	宅地造成等規制法施行細則(昭和39年京都府規則第25号)
⑧	経由機関名	所管土木事務所長
⑨	協議機関名	市町村等
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)44日
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	建築指導課開発指導係(075-414-5347)
⑬	備考	